附 属 機 関 等 の 概 要

別記様式２　　（令和６年11月22日現在）

担当部課名	環境生活部くらし安全局消費者安全課	内線	24－521

附属機関等の名称	北海道消費生活審議会	
「附属機関」、「懇談会」の別	附属機関	
設置年月日	昭和49年7月1日	
設置根拠	北海道消費生活条例	
設置目的	＜目的＞ 道民の消費生活の安定及び向上を図るため、北海道消費生活条例第３７条の規定により、知事の附属機関として設置する。 ＜所掌事項、議題等＞ （所掌事項） 第38条　審議会は、知事の諮問に応じ、道民の消費生活に関する事項その他この条例の運用に関する重要事項を調査審議する。 ２　審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に建議することができる。	
委員構成	１ 委員(構成員)数　15 名　【定 数：　15 名】 （うち女性委員）　９ 名 （うち公募委員）　２ 名　【公募枠：　２ 名】 現在委員を委嘱していない場合はその理由（　　） ２ 部会等の設置状況	
会議の公開状況	公開・非公開・一部非公開・未決定の別 公開 公開できない理由（非公開・一部非公開の場合） （　　）	

名称	委員数（うち女性委員）